

**USPTO が特許出願の警告メールサービスを新設し
第三者による情報提供の利用促進を図る**

2015年05月25日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国において、先行技術情報を提供することによって、発行済特許を無効化する、あるいは、プロセキューション時に出願クレーム発明が特許性を有しない旨の認定を受けるようにするための措置を講ずることが可能です。

発行済特許に対しては、特許付与後の無効化手続（たとえば、IPR (Inter partes review) 等）を行うことが可能です。特許付与後の無効化手続は、競合他社の特許を攻撃する上で非常に有効な手段であり、しかも、訴訟の場合と比較すると、費用が遥かに安く済むと共に特許有効性の判断基準（クレーム解釈や証拠の採用の基準等）が低いというメリットを有しています。

一方、プロセキューション時には、特許付与後の無効化手続よりも簡易且つ低コストで行える手続を利用することが可能です。すなわち、「第三者による特許発行前の情報提供」を行うことが可能です (MPEP 1134-1134.01 参照)。しかしながら、この手続においては、後述するように、公衆に通知されない所定期間内に手続を済ませる必要があり、そのタイミングをモニタし続けることは容易なことではありません。第三者による情報提供の利用に関する統計は発表されていませんが、上記のような事情もあって利用者は多くないと言われてしています。

上記の事情に鑑み、USPTO は、**Patent Application Alert Service (PAAS)** を開始しました。このサービスの開始により、第三者による情報提供の利用が促進されることが見込まれます。このことについて、以下に説明します。

【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.